

総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します。

- 申請することができるのは、令和3年6月末までに、緊急小口資金(特例貸付)と総合支援資金(特例貸付)を利用し、貸付が終了している(終了を予定している)世帯です。
- この制度は貸付ですので、審査の結果、対象外となる場合があります。この案内を受け取った世帯全てが、再貸付の対象となるとは限りません。
- 申請先はお住いの区市町村の社会福祉協議会です。東京都外に転居された方は、転居先の道府県社協にお問合せください。東京で申請を受けることはできません。
- 相談・申請が集中し、電話がつながりにくかったり、窓口が混み合う可能性がありますので、申請する場合はできるだけご自身で書類を東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードし、お早めに申請いただきますようお願いします。
- 申請から送金まで1カ月以上時間を要する可能性がありますので、生活の困窮状態によっては生活保護の相談等をご検討ください。

1 対象となる世帯 ※次の要件をすべて満たす世帯

- ア 令和3年6月末までに、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了(予定も含む)すること
- イ 新型コロナウイルスの影響による減収・休業や失業等により、現在、生活困窮状況にあること
- ウ 自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けること

2 受付期間

令和3年2月19日(金)から6月30日(水)※消印有効

3 申請に必要な書類

東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。

- (1)総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書
- (2)総合支援資金特例貸付借用書(再貸付)
- (3)総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる申出書
- (4)住民票(借入申込者の世帯全員が記載された発行後3カ月以内のもの)
 - *外国人の場合は、在留カードの写しも必要
- (5)預金通帳のコピー

借受人の氏名と、緊急小口資金および総合支援資金(初回・延長)の送金確認ができる部分

*提出できない場合は、本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)のコピーを提出してください。



4 申請方法

郵送申請する場合は、上記(1)～(5)の書類を、書留(配達確認ができる送付方法)にて、お住いの区市町村の社会福祉協議会に送付してください。(1)(2)については、必ずコピーを保管してください。

●お問合せ先

西東京市社会福祉協議会 福祉支援課サービス提供係特例貸付 TEL:042-497-5071 平日9時～16時

東京都社会福祉協議会 特例貸付専用 TEL ※サービス向上のため通話内容を録音させていただいています。

特例貸付専用 TEL:03-6457-5205 平日9時～17時